

京都市告示第409号

平成31年3月29日京都市告示第666号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を令和元年11月1日から次のように改めます。

令和元年10月30日

京都市長 門川 大作

「

崇仁市営住宅	第53棟						0.9060
	W1棟						0.9003

」

を

「

崇仁市営住宅	第53棟						0.9060
	第54棟, 第61棟及び第62棟						0.9089
	W1棟						0.9003

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)